川畑会計事務所 ＆ カム ダイナミックス

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/

令和４年１２月１６日

各駅停車

Ｖｏｌ．８０

Take a chance and hedge against risks

つい先日、強豪のドイツ、スペインを撃破し、列島全体を歓喜と希望に包み込んでくれた森保ジャパン。ＦＩＦＡの奥行きをしっかりと見極め、自信をつけてくれただろう。４年後が非常に楽しみだ。

今年印象に残ったことを2つ。

春夏の甲子園大会を通じて、東北勢として初の頂点に立ち、優勝旗がついに白河の関を超えた。仙台育英の須江航監督は優勝インタビューで新型コロナウィルス禍に翻弄される高校生に向けエールを送った。（要旨）

「僕たち大人が過ごしてきた高校生活とは全く違うんですね。青春ってすごく密なのです。でも、そういう密は全部ダメだといわれ、活動をしていてもストップがかかり、いつもどこかで止まってしまう。そのような苦しい中、生徒たちは本当に諦めないでやってくれた。でも、それをさせてくれたのは僕たちだけじゃなくて、やっぱり全国の高校生のみんながよくやってくれたからだ。全ての高校生の努力のたまもの。最後に、僕たちがここに立つことが出来ただけ。ぜひ全国の高校生に拍手してもらえたらなと思います。」

安倍晋三元総理への追悼演説(抜粋)　　野田佳彦元総理大臣

「国の宰相としてあなたが遺した事績をたどり、あなたが放った強烈な光も、その先に伸びた影も、この議場に集う同僚議員たちとともに、言葉の限りを尽くして問い続けたい。問い続けなければならないのです。

なぜなら、あなたの命を理不尽に奪った暴力の狂気に打ち勝つ力は、言葉にのみ宿るからです。暴力やテロに、民主主義が屈することは絶対にあってはなりません。あなたの無念に思いを致せばこそ、私たちは、言論の力を頼りに、不完全かもしれない民主主義を、少しでも、よりよきものへと鍛え続けていくしかないのです。

最後に議員各位に訴えます。政治家の握るマイクには、人々の暮らしや命がかかっています。暴力に怯まず、臆さず、街頭に立つ勇気を持ち続けようではありませんか。民主主義の基である、自由な言論を守り抜いていこうではありませんか。真摯な言葉で、建設的な議論を尽くし、民主主義をより健全で強靭なものへと育てあげていこうではありませんか。こうした誓いこそが、マイクを握りながら、不意の凶弾に斃れた故人へ、私たち国会議員が捧げられる、何よりの追悼の誠である。私はそう信じます。」

年末年始の
営業のお知らせ

12月29日（木）から
1月 4日（水）まで
お休みさせて頂きます。

相続放棄は「認知」から３ヶ月以内

2019年にあった裁判では、原告女性の伯父が借金を遺したまま死亡し、伯父の子らが相続放棄したために、原告女性の父親が相続人となった。その後、相続放棄をするかを決めないうちに父親も死亡し、子である原告女性は伯父やその家族と全く付き合いがなかったため借金のことを知らず、父親の財産を相続し、そこから３年後に債権回収会社から不動産を差し押さえて競売にかける旨の連絡を受け取って初めて債務の存在を把握したという。

民法の規定では、相続放棄をするかどうかは相続の発生を知った日から３ヶ月以内の「熟慮期間」に決めなければならないと規定されているが、従来は相続人の認識にかかわらず、親の死亡時を熟慮期間の起点とする解釈が通説だった。だが最高裁はこの裁判で、「親族の債務も相続していたことを知らないまま熟慮期間が始まるのは、相続財産を引き受けるか放棄するかを選ぶ機会を保障する民法の趣旨に反する」と指摘し、相続放棄の熟慮期間である３ヶ月の起点は、「親の死亡時」ではなく借金を含む「相続の事実を知ったとき」とする初判断を示した。

相続放棄すると、配偶者以外の相続権は次順位の相続人が取得することになる。しかし、相続放棄をしても、裁判所から次順位の相続人に連絡はされない。相続放棄する場合というのは、プラスの財産をマイナスの財産が上回るときがほとんどであり、相続放棄は連鎖することが多い。相続放棄をする際には、次順位の相続人に事情説明をしておくことが望ましいだろう。また、相続放棄をしたからと言って一切の責任を免れるわけではなく、その放棄により相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまでは、その財産の管理は継続しなければいけないということを覚えておかなければならない。

ちなみに、相続税の基礎控除の対象となる相続人の数は、相続放棄があったとしても法定相続人の人数で計算する。

親族であってもそのつながりが薄くなってきている昨今、あなたももしかしたら知らない間に相続人になっているかもしれない。

～引用「納税通信」～

ふるさと納税

実質2,000円で色々なものが貰えることから、知名度が上がり、毎年色々な特集などが組まれ、多くの人が利用している「ふるさと納税」。当事務所にも、よくお問い合わせがありますが、ふるさと納税により控除される税額は、他に寄付金がない場合には、次の表の①＋②＋③の合計額で計算されます。

税目	控除額
所得税	①　（ふるさと納税額（※1）－2,000円）×所得税の税率(※2) ※1　総所得金額等の40％限度
住民税	②　基本控除額 （ふるさと納税額（※3）－2,000円）×10％ ※3　総所得金額等の30％限度
	③　特例控除額(※4) （ふるさと納税額－2,000円） ×（100％－10％(基本分）－所得税の税率（※2）） ※4　住民税所得割額の20％限度

※2　所得税の税率は復興特別所得税を加えた税率

所得税の場合には、総所得金額等の40％、住民税の場合には総所得金額等の30％を超えての寄附は控除の対象になりません。また、住民税の③特例控除額の計算において、住民税所得割額の20％を超える場合には、（ふるさと納税額－2,000円）の全額が控除されず、実質負担額が2,000円を超えることになります。

確定申告をしない給与所得者は、年間寄附自治体が5つ以内であれば、ワンストップ特例制度を利用することができ、自治体に書類を送るだけで、全額翌年の住民税から控除されます。

医療費控除なども含め、確定申告をされる方は、ワンストップ特例制度を利用できませんので、注意が必要です。

確定申告をする場合は、一部を所得税から、残りを住民税から控除されます。

その年の所得によって、上限額は変わってきますので、12月にふるさと納税される方は多いかもしれません。年内ギリギリのふるさと納税の申込は、年内の控除が間に合うか確認してから申込みされる方がいいでしょう。

本年もお世話になりありがとうございました。

また来年も宜しくお願い致します。